

令和5年第4回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和5年3月30日（木） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|---|----------|
| 議案第21号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第22号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 3 |
| 議案第23号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 5 |
| 議案第24号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・P. 7 |
| 議案第25号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について | ・・・P. 10 |
| 議案第26号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について | ・・・P. 12 |
| 議案第27号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について | ・・・P. 13 |
| 議案第28号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について | ・・・P. 15 |
| 議案第29号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・P. 16 |
| 議案第30号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・P. 18 |
| 議案第31号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について | ・・・P. 19 |
| 議案第32号 | 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の選任について | ・・・P. 21 |
| 議案第33号 | 福岡市協山財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式について | ・・・P. 22 |
| 議案第34号 | 福岡市協山財産区議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印について | ・・・P. 24 |
| 議案第35号 | 福岡市協山財産区議会議員一般選挙における印影印刷用公印の使用について | ・・・P. 25 |
| 議案第36号 | 福岡市協山財産区議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式について | ・・・P. 26 |

2 報告事項

- ・市長と区選挙管理委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について
．．． P. 28

3 そ の 他

- ・今後の委員会開催予定について
．．． P. 29
- ・街頭啓発について
．．． P. 29
- ・福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
．．． P. 29
- ・福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について
．．． P. 29

(再掲)

- ・立候補届出受付及び選挙会について
．．． P. 29

議案第21号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 388 人 |
| | 内訳 死亡者 | 135 人 |
| | 市外転出者 | 253 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和5年3月30日 |

・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和5年3月1日から令和5年3月29日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和4年11月1日から令和4年11月29日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	70	65	135
転出	134	119	253
合計	204	184	388

議案第22号

選挙人名簿に登録する者について

令和5年3月30日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 600 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和5年3月30日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第22条第3項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条 略

2 略

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内(早良区内の住所異動を含む)に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和５年３月30日現在）

福岡市早良区

(単位：人)

男女別 区分		男	女	計
令和５年３月１日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		83,167	96,912	180,079
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 70	▲ 65	▲ 135
	(イ) 転出	▲ 134	▲ 119	▲ 253
	(ウ) 在外移転	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)	▲ 204	▲ 184	▲ 388
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		152	144	296
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 133	▲ 159	▲ 292
今回（令和５年３月30日） 追加登録者数 (h)		313	287	600
今回選挙時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f)－(e+g)＋(h)		83,295	97,000	180,295
備 考 ((a)との増減)		128	88	216

議案第23号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 1 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙1 のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和5年3月30日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参 考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R5.3.1現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R5.3.30)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	39	0	0	0	0	39
女	72	1	0	0	1	73
計	111	1	0	0	1	112

議案第24号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票

管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

公職選挙法施行令第49条の7 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名(	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間
第二十七条	氏名並びに	氏名、
	名称(	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日(期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間
第二十八条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第二十八条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項	投票所	期日前投票所
第四十一条第四項	第四十八条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第四十八条第二項
第四十二条	投票所	期日前投票所
	第六十条	第四十八条の二第六項において準用する法第六十条
第四十三条	第五十三条第一項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項
	投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し	投票管理者の指定した投票立会人が封印をし

	保管しなければ	封印をしなければ
第四十四条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会
	投票所	期日前投票所
	ならない	ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第四十四条の二第一項	は、法第五十五条又は第五十六条	及び市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条
第四十四条の二第六項及び第七項	選挙の当日	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に

議案第25号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所の指定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第39条の規定による。

(投票所)

公職選挙法第39条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

公職選挙法第41条第1項 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

令和5年4月9日執行 統一地方選挙 投票所一覧

投 票 区	投 票 所		
西新第一	福岡市 早良区西新六丁目 4 番 1 号	西新小学校	講堂
西新第二	福岡市 早良区西新二丁目10番10号	西新公民館	
高取第一	福岡市 早良区昭代二丁目15番51号	高取小学校	講堂
高取第二	福岡市 早良区高取一丁目14番13号	高取公民館	
百 道 浜	福岡市 早良区百道浜四丁目24番 1 号	百道浜小学校	講堂
百 道	福岡市 早良区百道三丁目 1 番 2 号	百道公民館	
室見第一	福岡市 早良区室見三丁目 3 番 1 号	室見小学校	講堂
室見第二	福岡市 早良区室見三丁目 2 番18号	室見公民館	
原 第 一	福岡市 早良区原二丁目 5 番 2 号	原公民館	
原 第 二	福岡市 早良区荒江三丁目 2 番 1 号	福岡聴覚特別支援学校	体育館
大 原	福岡市 早良区原三丁目 8 番10号	大原小学校	講堂
原 団 地	福岡市 早良区原団地10番 1 号	原団地集会所	
原 北	福岡市 早良区南庄四丁目 5 番40号	原北小学校	講堂
室見団地	福岡市 早良区南庄五丁目 3 番 2 号	室見団地第一集会所	
小 田 部	福岡市 早良区小田部六丁目 4 番 1 号	小田部小学校	講堂
有 住	福岡市 早良区室住団地 4 番 1 号	有住公民館	
有田第一	福岡市 早良区有田八丁目17番1号	有田小学校	講堂
有田第二	福岡市 早良区次郎丸六丁目 3 番 1 号	次郎丸中学校	ミーティング室
賀 茂	福岡市 早良区賀茂一丁目31番 1 号	賀茂小学校	講堂
原西第一	福岡市 早良区原五丁目12番16号	原西公民館	
原西第二	福岡市 早良区小田部三丁目32番 1 号	西福岡中学校	体育館
飯原第一	福岡市 早良区原七丁目 3 番21号	飯原公民館	
飯原第二	福岡市 早良区飯倉四丁目34番58号	原中学校	武道場
飯倉中央	福岡市 早良区飯倉三丁目 6 番35号	飯倉中央小学校	講堂
飯 倉	福岡市 早良区飯倉七丁目29番27号	飯倉公民館	
干 隈	福岡市 早良区干隈三丁目15番15号	西干隈公民館	
星 の 原	福岡市 早良区星の原団地34番 1 号	星の原団地集会所	
田 隈	福岡市 早良区田隈二丁目 7 番 1 号	田隈小学校	講堂
田 村	福岡市 早良区田村三丁目32番 1 号	田村小学校	講堂
野芥第一	福岡市 早良区野芥七丁目23番20号	野芥公民館	
野芥第二	福岡市 早良区野芥四丁目 3 番 6 号	野芥二区自治会集会所	
野芥第三	福岡市 早良区野芥五丁目31番14号	西油山ハイツ町内会集会所	
四 箇 田	福岡市 早良区四箇田団地56番 1 号	四箇田小学校	講堂
入 部	福岡市 早良区東入部二丁目14番14号	入部公民館	
早 良	福岡市 早良区早良一丁目 8 番 1 号	早良小学校	講堂
脇 山	福岡市 早良区大字脇山2558番地	脇山小学校	講堂
内 野	福岡市 早良区内野八丁目15番 1 号	内野小学校	講堂
石 釜	福岡市 早良区大字石釜738番地	石釜公民館	

計38投票所

議案第26号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票の場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区四箇六丁目17番6号
福岡市立早良体育館
- 2 日時 令和5年4月9日 午後9時15分から

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

公職選挙法第63条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

公職選挙法第64条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

議案第27号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじを行う
場所及び日時について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、早良区開票
区において開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 場所 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和5年4月6日 午後6時から

(議案及び告示の根拠)

- ・公職選挙法第62条第6項の規定による。

(開票立会人)

公職選挙法第62条 公職の候補者(衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては候補者届出政党(第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。以下同じ。)及び公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。))、衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。ただし、同一人を当該選挙の他の開票区における開票立会人となるべき者及び当該選挙と同じ日に行われるべき他の選挙における開票立会人となるべき者として届け出ることとはできない。

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

- 一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条

第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)

当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。) 当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき 当該参議院名簿届出政党等

3 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となることができない。

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

5 第二項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

7～11 略

議案第28号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙につき、早良区開票区において開票立会人を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第29号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

・公職選挙法第37条第2項及び公職選挙法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

5～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は小選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第25条の規定による。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第30号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項の規定による。

(開票管理者)

公職選挙法第61条 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3～6 略

(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第67条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2～8 略

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第68条の規定による。

(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第68条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第61条第2項の規定又は第66条若しくは前条第1項、第3項若しくは第5項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

議案第31号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)
・公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

(期日前投票)

公職選挙法第48条の2第5項 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第37条第2項及び第6項	当該選挙の選挙権	選挙権
第38条第1項	2人以上5人以下	2人
	前3日まで	の公示又は告示の日
第38条第2項	投票所	期日前投票所
第38条第4項	投票区において、2人以上	期日前投票所において、2人
第42条第1項ただし書	選挙の当日投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第45条第1項	選挙の当日、投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第46条第1項から第3項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
第51条	第60条	第48条の2第6項において準用する第60条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第53条第1項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ

第53条第2項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第55条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第32号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票立会人の選任について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における早良区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第38条第1項の規定による。

議案第33号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を、次のとおり定める。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第45条第2項及び同法施行令第39条第2項並びに同法施行規則第7条の規定による。

(投票用紙の交付及び様式)

公職選挙法第45条第2項 投票用紙の様式は、衆議院議員又は参議院議員の選挙については総務省令で定め、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(点字投票)

公職選挙法施行令第39条第2項 盲人である選挙人は、点字によつて投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

(点字投票である旨の表示)

公職選挙法施行規則第7条 令第39条第2項、第53条第3項、第54条第2項又は第59条の5の4第8項の規定による点字投票である旨の表示は、別記第8号様式に準じるものでなければならない。

2 前項の表示は、投票用紙の表面（片面印刷の方法により投票用紙を調製する場合においては、印刷されている面）にしなければならない。

公職選挙法施行規則第8号様式 (点字投票である旨の表示の様式) (第7条関係)

点字投票（縦書き）

※**公職選挙法第268条** 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

1 一般投票用紙

意 注 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。 候補	福岡市脇山財産区議会議員 一般選挙投票 印	令和五年執行
---	---	--

- 備考1 用紙は白色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市早良区選挙管理委員会印(一般公印)の黒色とし、かつ、刷り込むものとする。

2 点字投票用紙

意 注 一、候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二、候補者でない者の氏名は、書かないこと。 候補	福岡市脇山財産区議会議員 一般選挙投票 印	令和五年執行
---	---	--

- 備考1 用紙は桃色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市早良区選挙管理委員会印(一般公印)の黒色とし、かつ、刷り込むものとする。

議案第34号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印を、次のとおり定める。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用外封筒に押すべき印は、福岡市早良区選挙管理委員会印（一般公印）とする。

（議案の根拠）

・公職選挙法施行規則第8条、第10条及び第10条の5の規定による。

（仮投票用封筒の様式）

公職選挙法施行規則第8条 法第50条第4項及び第5項並びに令第41条第4項の規定による投票用封筒は、別記第9号様式に準じて調製しなければならない。

（投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式）

公職選挙法施行規則第10条 令第53条第1項及び第54条第1項の規定による投票用封筒並びに第53条第2項の規定による不在者投票証明書及びこれを入れるべき封筒は、それぞれ別記第11号から第13号までの様式に準じて調製しなければならない。

（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）

公職選挙法施行規則第10条の5 令第59条の4第4項の規定による投票用封筒は、別記第13号様式の7に準じて調製しなければならない。

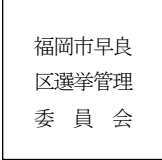
議案第35号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における印影印刷用公印の使用について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙等の印影印刷用公印について、次のとおり定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

印刷物の名称	色	印影印刷用公印の名称	ひな形	形状	大きさ	用途
投票用紙	黒	福岡市早良区選挙管理委員会の印		正方形	20 ミリメートル	選挙
選挙用拡声機表示	赤					
選挙運動用自動車(船舶)用表示	赤					
街頭演説標旗	赤					
街頭演説運動員腕章	赤					
自動車(船舶)乗車(船)用腕章	赤					

(議案の根拠)

- ・福岡市区選挙管理委員会規程第27条及び福岡市公印規則第9条第1項の規定による。

(公印の取扱い)

福岡市区選挙管理委員会規程第27条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

(印影印刷)

福岡市公印規則第9条第1項 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、一定の字句若しくは内容のものを多数印刷するもの又は市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、公印の印影又はこれを伸縮した印影(以下この条において「印影」という。)を印刷することができる。

(告示の根拠)

- ・福岡市公印規則第9条第3項の規定による。

福岡市公印規則第9条第3項 市長は、第1項の規定により印影を印刷した文書(以下「印影印刷物」という。)及び印影印刷用公印の名称並びに印影のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

議案第36号

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式について

令和5年5月18日執行予定の福岡市脇山財産区議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格及び様式を、次のとおり定め、告示する。

令和5年3月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

福岡市脇山財産区議会議員一般選挙の候補者の氏名等の掲示に用いる用紙の規格は日本産業規格A列3番とし、様式は次のとおりとする。

			党 派	福岡市脇山財産区議会議員一般選挙候補者
			氏 ふ り が 名 な	

(議案の根拠)

・公職選挙法第175条の規定により候補者の氏名等の掲示を行うため、市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第44号）第2条において準用する公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条の2第2項の規定により、その用紙の規格を定めるもの。

(投票記載所の氏名等の掲示)

公職選挙法第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）の掲示をしなければならない。ただし、第46条の2第1項に規定する方法により投票を行う選挙にあつては、この限りでない。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示を、その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

(氏名等の掲示の様式)

公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程第35条の2
法第175条第1項の規定による氏名等の掲示は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。

- 一 衆議院小選挙区選出議員の選挙 別記第十九号様式
- 二 衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙 別記第十九号様式の二
- 三 衆議院比例代表選出議員の選挙 別記第十九号様式の三
- 四 参議院比例代表選出議員の選挙 別記第十九号様式の四

2 法第175条第2項の規定による氏名等の掲示は、別記第19号様式の5に準じて作成しなければならない。

市町村の議会の議員及び長の選挙における候補者の氏名等の掲示に関する規程第2条 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（福岡県選挙管理委員会規程第41号）第35条及び第35条の2の規定は、候補者の氏名等の掲示について、準用する。ただし 別記第十九号様式の二備考及び第十九号様式の五（その二）備考中「県の委員会」とあるのは「市町村の委員会」と読み替えるものとする。

報告事項

市長と区選挙管理委員会との地方自治法第180条の7の規定に基づく協議の一部改正について

福岡市区選挙管理委員会規程第14条第1項第5号の規定により、地方自治法第180条の3の規定に基づく協議を市長などで行ったことについて、同規定第14条第2項の規定に基づき下記のとおり報告するもの。

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

1 協議書及び新旧対照表 別紙3のとおり

(関係法令)

地方自治法第180条の7 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

(委員長の担任意務)

福岡市区選挙管理委員会規程第14条 委員長の担任する事務は、法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ～(6) (略)

(7) 自治法第180条の7の規定による協議

(8) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻		場 所
第 5 回	臨時	3 月 31 日（金）	午後 5 時 30 分		早良区役所 応接室
第 6 回	臨時	4 月 6 日（木）	午後 6 時		
第 7 回	臨時	4 月 9 日（日）	午前 10 時		
第 8 回	臨時	4 月 20 日（木）	午後 4 時		早良区役所 中会議室
第 9 回	臨時	4 月 28 日（金）	午前 10 時		早良区役所 中会議室
第 10 回	臨時	5 月 11 日（木）	無投票	なし	入部出張所 会議室
			投票	午後 6 時	
第 11 回	臨時	5 月 18 日（木）	無投票	午前 11 時	入部出張所 会議室
			投票	午後 10 時	

・街頭啓発について

別紙4のとおり

・福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

別紙5のとおり

・福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について

別紙6のとおり

（再掲）

・立候補届出受付及び選挙会について

立候補届出受付

開催日時：令和5年3月31日（金）午前8時30分

参加者：伊佐委員長・濱田委員長職務代理者

選挙会

開催日時：令和5年4月11日（火）午前10時

参加者：伊佐委員長・濱田委員長職務代理者